

4. 特定建設作業に関する規制

(1) 特定建設作業

特定建設作業の種類	規模・能力
(1) くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業 (イ) く い 打 機 (ロ) く い 抜 機 (ハ) く い 打 く い 抜 機 (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 (3) 舗装版破碎機を使用する作業 (4) ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く 油圧式くい抜機を除く 圧入式くい打機を除く 作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。 作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(2) 規制基準

規制基準	振動の大きさ	作業のできない時間		1日における作業時間		同一場所における作業期間	日曜日、休日における作業
		第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
	特定建設作業での敷地境界線で75デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時	午後10時から翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止

(注) 第一号区域

- (1) 指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図（略）に区画した区域
- (2) 指定地域の都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域のうち、当該区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

第二号区域

一号区域以外の指定地域